

下水道使用料 改定シミュレーション

令和7年9月17日

1. 現行の下水道使用料体系

- ① 現行の料金表は以下のとおりです。
- ② 超過料金は逓増型で、使用量が多くなるほど単価が高くなります。
- ③ 特定排水は、工場・事業所からの排水です。

豊郷町下水道料金表

(1ヶ月あたり：税抜き)

区分	基本料金	超過料金 (1m³あたり)	
一般排水	1,200円	10m³まで	0円
		10m³を超え30m³まで	130円
		30m³を超え50m³まで	140円
		50m³を超え100m³まで	150円
		100m³を超える分	160円
特定排水	1,200円	10m³を超え750m³まで	一般排水と同じ
		750m³を超える分	210円

<計算例>

1ヶ月で30m³使用した場合（消費税相当額を10%とする）

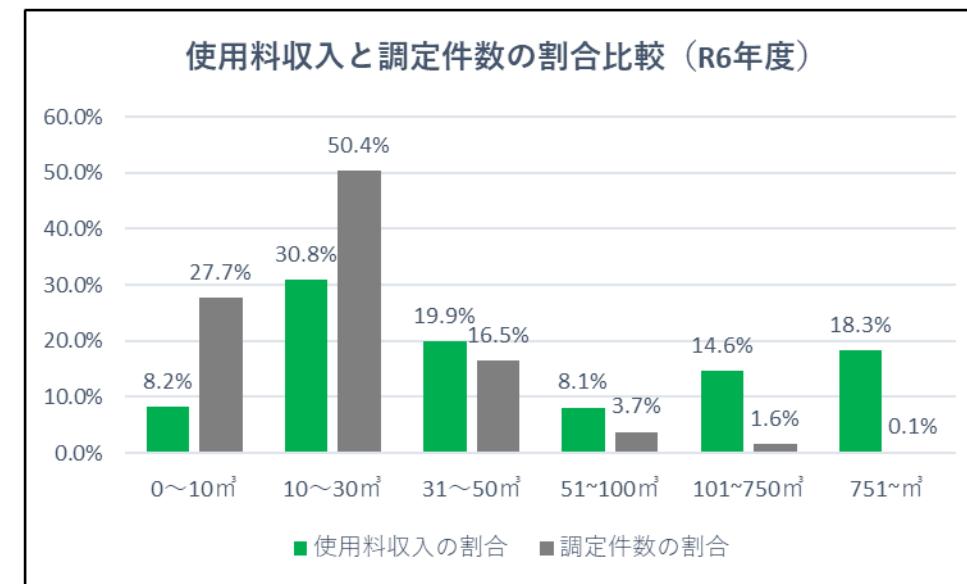
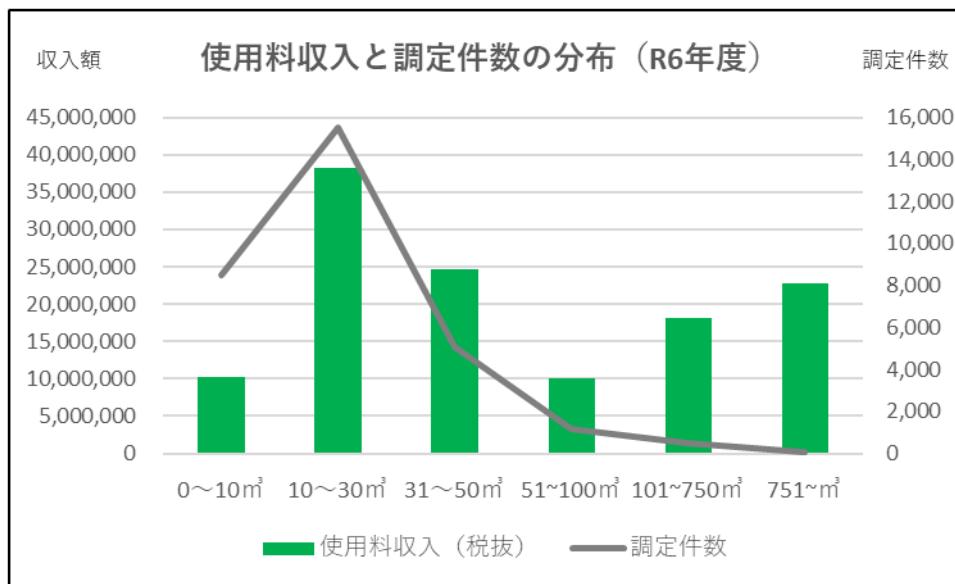
基本料金

$$(1,200\text{円} + (30\text{m}^3 - 10\text{m}^3) \times 130\text{円}) \times 1.1 = 4,180\text{円}$$

2. 下水道使用水量と使用料体系の現状分析

- ① **10～30m³/月**の使用者が、使用料収入金額・調定件数ともに最も多くなっています。
- ② **30m³までの利用者数が全体の78%を占める反面、負担している使用料収入は全体の39%に抑えられているため、一般家庭に配慮した使用料体系となっています。**

R6年度	調定件数	使用料収入（税抜）
0～10m ³	8,514	10,216,800
10～30m ³	15,485	38,291,690
31～50m ³	5,064	24,704,740
51～100m ³	1,151	10,089,150
101～750m ³	486	18,185,880
751～m ³	40	22,805,630
合計	30,740	124,293,890



3. 収支不足額の確認

使用料算定期間

(単位:千円)				
	R8年度～R12年度	改善額	改定率	
収益的収支	下水道使用料収入	602,682	699,111	16.0%
	補助金	455,142	382,819	料金収入が増加に比例し一般会計からの繰入金が減少
	長期前受金戻入	472,946	472,946	
	その他収益	52,534	52,534	
	計	1,583,304	1,607,410	
	人件費	103,762	103,762	
	流域下水道負担金	358,245	358,245	
	減価償却費	830,197	830,197	
	その他経費	237,157	251,686	
	計	1,529,361	1,543,890	
このうち現金収支	差引	53,943	63,520	
	このうち現金収支	411,194	420,771	
資本的収支	企業債発行収入	155,000	205,000	資本費平準化債により一時的に資金手当
	その他	175,692	178,057	
	計	330,692	383,057	
	建設改良費	212,580	212,580	
	企業債償還金	578,229	589,325	
	その他	0	0	
	計	790,809	801,905	
差引		-460,117	-418,848	
現金預金残高		-48,923	1,923	16%値上げにより資金ショートを解消

A案

手引き「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づく算定案

現行の下水道使用料体系 【1ヶ月・税抜】

水量区分		現行単価 (円)
基本使用料		1,200
従量使用料	10m ³ まで	0
	10m ³ を超え30m ³ まで	130
	30m ³ を超え50m ³ まで	140
	50m ³ を超え100m ³ まで	150
	100m ³ を超え750m ³ まで	160
	750m ³ を超える分	210



A案 下水道手引き案 【1ヶ月・税抜】

水量区分		改定価格 (円)	増減率
基本使用料		1,200	-
従量使用料	10m ³ まで	90	新設
	10m ³ を超え30m ³ まで	120	▲7.7%
	30m ³ を超え50m ³ まで	150	+7.1%
	50m ³ を超え100m ³ まで	210	+40.0%
	100m ³ を超え750m ³ まで	200	+25.0%
	750m ³ を超える分	190	▲9.5%

- ① 10m³までの従量区分について新たに料金が発生します。10m³以下の使用であっても、使用水量に比例した料金を徴収するのが本来である考え方のためです。
- ②その結果、10m³/月を使用した場合、基本使用料1,200円+従量使用料900円 (10m³×90円) の2,100円となり、現行の1,200円から75%値上げとなり、少量使用者の急激な負担増になります。

B案

一律16%値上げ案

現行の下水道使用料体系 【1ヶ月・税抜】

水量区分		現行単価 (円)
基本使用料		1,200
従量使用料	10m ³ まで	0
	10m ³ を超え30m ³ まで	130
	30m ³ を超え50m ³ まで	140
	50m ³ を超え100m ³ まで	150
	100m ³ を超え750m ³ まで	160
	750m ³ を超える分	210



B案 一律16%値上げ案 【1ヶ月・税抜】

水量区分		改定価格 (円)	増減率
基本使用料		1,400	+ 16.6%
従量使用料	10m ³ まで	0	-
	10m ³ を超え30m ³ まで	150	+ 15.3%
	30m ³ を超え50m ³ まで	160	+ 14.2%
	50m ³ を超え100m ³ まで	170	+ 13.3%
	100m ³ を超え750m ³ まで	190	+ 18.7%
	750m ³ を超える分	240	+ 14.2%

① 基本料金を含め、全ての水量区分で**16%**の値上げを行います。 (端数処理の都合で増減率は一律 + 16%にはなりません。)

② **10m³**までの少量使用者については、現行とおり従量使用料は発生させていません。

C案

B案の一部調整案

現行の下水道使用料体系 【1ヶ月・税抜】

水量区分		現行単価 (円)
基本使用料		1,200
従量使用料	10m ³ まで	0
	10m ³ を超え30m ³ まで	130
	30m ³ を超え50m ³ まで	140
	50m ³ を超え100m ³ まで	150
	100m ³ を超え750m ³ まで	160
	750m ³ を超える分	210



C案 調整案 【1ヶ月・税抜】

水量区分		改定価格 (円)	増減率
基本使用料		1,300	+ 8.3%
従量使用料	10m ³ まで	0	-
	10m ³ を超え30m ³ まで	150	+ 15.3%
	30m ³ を超え50m ³ まで	160	+ 14.2%
	50m ³ を超え100m ³ まで	170	+ 13.3%
	100m ³ を超え750m ³ まで	180	+ 12.5%
	750m ³ を超える分	230	+ 9.5%

① 基本料金の値上げを1,300円に抑え（B案は1,400円）、全使用者への配慮を行いました。また、100m³～750m³区分の値上げを180円（B案は190円）、750m³を超える区分の値上げを230円（B案は240円）としました。これにより、従量区分は一律20円/m³の値上げとなります。

② 10m³までの少量使用者については、現行とおり従量使用料は発生させていません。

5. 使用料体系のまとめ

各検討案の比較

【円単位：1ヶ月・税抜】

(参考)

水量区分		現行単価	A案		B案	C案
			下水道手引き案	一律16%値上げ案	調整案	
基本使用料		1,200	1,200	1,400	1,300	
従量使用料	10m ³ まで	0	90	0	0	
	10m ³ を超え30m ³ まで	130	120	150	150	
	30m ³ を超え50m ³ まで	140	150	160	160	
	50m ³ を超え100m ³ まで	150	210	170	170	
	100m ³ を超え750m ³ まで	160	200	190	180	
	750m ³ を超える分	210	190	240	230	

彦根市	多賀町	甲良町
改訂後	改定前	改定前
1,480	1,200	1,200
0	0	0
150	130	130
160	140	140
170	150	150
180	160	160
240	210	210

【今後の戦略】

今回は、A案・B案・C案いずれの改定案においても、当面の資金ショートは回避することができます。しかし、下水道事業をより持続可能なものにするためには、さらなる料金改定の必要があります。特に、老朽管渠の前倒し更新計画など、ストックマネジメント計画が経営に大きく影響します。引き続きご審議賜りますようお願い申し上げます。